

# Financial services tax alert

ファイナンシャル サービス タックス アラート

## FATCA規則案 – 主要項目の概要

### Contents

1. 既得権ルールの対象となる債務の取扱い
2. 拡大関連グループに関する移行期間
3. みなし遵守の対象範囲
4. デューデリジェンス手続
5. コンプライアンスの検証
6. 金融口座の定義の修正
7. 報告の範囲に係わる移行期間
8. パススルー支払いに対する取扱い
9. 政府間の情報交換・報告体制

今回公表された規則案は、米国財務省ならびにIRSがFATCAの効果的な運用、負担軽減、各国法規制とのコンフリクトの回避を図ることを意識した内容となっています。以下、主要項目について紹介をさせていただきます。

### 1. 既得権ルールの対象となる債務の取扱い

源泉徴収対象支払い及びパススルー支払いの定義から、2013年1月1日時点で発行されている債務に係わる支払いならびにその処分による売却対価を除くと定められています。規則案公表前は、2012年3月18日時点で発行されている債務に対してはFATCAに基づく源泉徴収は行われないとされていました。

### 2. 拡大関連グループに関する移行期間

拡大関連グループに属する各FFIは、FATCAに遵守するために参加FFIまたはみなし遵守FFIである必要があります。但し、FATCA運用に際して法規制上のコンフリクトがありFATCAの報告ならびに源泉徴収要件を満たすことができないFFIがグループに存在する場合には、一定の条件の下、グループ内の参加FFIとしてのステータスを2015年12月31日まで、維持できるものとなっています。

### 3. みなし遵守の対象範囲

Notice 2011-34で公表されたガイダンスでは、米国口座を含む非居住者口座を有しないことがみなし遵守FFIのステータス獲得の一つの条件となっており、実質的に本邦金融機関がこの条件を満たすことは困難であることが指摘されていました。本規則案では、真の地域密着型の金融機関や他の一定の金融機関への負担を軽減するためにみなし遵守FFIが適用される金融機関の拡大が図られています。みなし遵守として認められる地域金融機関は、以下の項目を含む一定の条件を満たすことが求められており、一定の事務負担が課される内容となっています。

- ① FFIにより維持される口座の98%が当該国の居住者である
- ② 当該国の居住者でない特定米国人・不参加FFI・特定米国人によって保有される事業体の口座を開設あるいは維持しないポリシーおよび手続を導入している

- ③ 2012年1月1日から前述のポリシーおよび手続が導入されるまでの期間に非居住者によって開設された個人口座及び事業体によって開設された口座について、特定米国人および不参加FFIが存在しないことを証明する

一定の投資ビークルについては、参加FFI、みなし遵守FFI、又は免除受益者が持分保有者等となっている場合、みなし遵守FFIのステータスの取得が可能となっています。また、米国人への販売を禁止している一定の投資ファンドについてもみなし遵守FFIとして取り扱われる可能性があります。この場合においても一定のレビュー手続を構築することが求められています。尚、免除受益者とは、①外国政府、外国政府の行政部門、または、それら政府等に全て所有される関連機関または他の諸機関、②国際機関、または、その機関に全て所有される関連機関や他の諸機関、③外国中央銀行、等を指しています。

また、退職年金プランや非営利団体、さらに小規模な金融機関にもみなし遵守FFIとしてのステータスが認められます。小規模な金融機関には、基本的な銀行サービスを提供し、設立国でのみ事業を行い(拡大関連グループの場合には全てのメンバーが同一国で事業)、各FFIのバランスシート上の資産が175,000,000ドルを超えないことや拡大関連グループとして資産の合算金額が500,000,000ドルを超えない等の条件を満たすFFIが該当します。また、50,000ドルを超える預金口座(拡大関連グループのメンバーの場合、各メンバー毎に判定)を有しない銀行や証券会社等であり、かつ当該FFIのバランスシート上の資産が50,000,000ドルを超えない場合(拡大関連グループの場合も50,000,000ドル)にもみなし遵守として扱われることとなります。

## 4. デューデリジェンス手続

米国口座特定のためのデューデリジェンス手続の見直しが行われており、負担軽減が図られています。

個人既存口座の米国口座の特定は、主に電子検索に依存することとなりますが、口座残高50,000ドル以下(一定のキャッシュバリューのある既存保険契約については、250,000ドル以下)の場合にはデューデリジェンス手続が不要となっています。また、口座残高1,000,000ドル超の場合にのみ電子検索以外のマニュアルレビューの実施が求められており、プライベートバンキング口座とその他の口座との区分を行う手続が不要となりました。マニュアルレビューを実施する際の対象となる文書についても定められています。

法人既存口座については250,000ドル以下の閾値の設定が行われています。

個人・法人新規口座については、既存の顧客受入れ手続に依拠できるものとなっています。但し、口座保有者がFFIや実体のない投資事業体、あるいは、米国人である可能性を示す情報を有する口座保有者のデューデリジェンス手続については、顧客受入れ手続の一部見直しが必要となるものと考えられます。

## 5. コンプライアンスの検証

FFIの責任あるオフィサーは、FFIがFFI契約の規定について遵守していることについて証明することが求められています。但し、第三者による検証は強制されていません。

## 6. 金融口座の定義の修正

内国歳入法において、金融口座とは、別段の定めがない限り、預金口座・カストディー口座・FFIが発行する非上場の資本債券持分とされています。しかし、規則案における金融口座とは伝統的な銀行口座、証券口座、投資ビークルの持分等としているため、銀行や証券会社が発行する資本債券持分の大部分が除外されることとなります。

## 7. 報告の範囲に係わる移行期間

2013年および2014年分に関する報告については、米国口座の口座保有者名・住所・納税者番号・口座番号・残高の基本情報が求められています。2015年分から所得情報が追加され、2016年分より証券取引からの売却総額を含む全ての情報についての報告が要求されています。報告通貨は米ドルまたは当該口座の通貨のいずれかを選択できるようになっています。

## 8. パススルー支払いに対する取扱い

源泉徴収対象支払いであるパススルー支払いに対する源泉徴収は2014年1月1日から開始されます。また、不参加FFIへの支払額のうち一定の条件に合致する支払累計額をIRSへ報告することが求められています。その他のパススルー支払いに対する源泉徴収は2016年12月31日以前には要求されず、その導入にあたっては継続的に検討が行われるとしています。

## 9. 政府間の情報交換・報告体制

米国政府は、各FFIが収集したFATCAで求められる情報をIRSへ直接報告することに代えて、所在国の政府に報告することを検討しています。また、当該国の政府が報告を受けた情報をIRSへ開示することに合意する条約を米国と締結すれば、FATCAの報告要件を満たすものとするを検討しています。また、米国政府はオフショアにおける租税回避への対応策として、各国政府と協力し、世界ベースでの情報交換を含めて、透明性の確保ならびに情報交換の枠組みの改善努力を継続的に行うことを表明しています。

当ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡なくお問い合わせ下さい。

## Contact

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

古川 武宏	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2787	takehiro.furukawa@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com
伊東 亜希子	マネージャー	+81 3 3506 2717	akiko.ito@jp.ey.com

### 新日本有限責任監査法人

丘本 正彦	パートナー	+81 3 3503 1057	okamoto-mshk@shinnihon.or.jp
窪寺 信	パートナー	+81 3 3503 1283	kubodera-mkt@shinnihon.or.jp
日比谷 三郎	シニアマネージャー	+81 3 3503 1885	hibiya-sbr@shinnihon.or.jp
碓井 誠人	シニアマネージャー	+81 3 3503 1088	usui-mkta@shinnihon.or.jp
渡邊 直子	マネージャー	+81 3 3503 1954	watanabe-nka@shinnihon.or.jp
板垣 尚仁	マネージャー	+81 3 3503 1954	itagaki-nht@shinnihon.or.jp

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

### IRS Circular 230に基づく免責事項

本文中の情報は、その利用者が、いかなる税務当局により賦課される可能性がある罰則の回避ならびに関連する取引についてマーケティングや推奨等を目的として使用することを意図したものでなく、また、かかる目的にも使用することはできません。

Ernst & Young

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

### 新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、アーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームです。全国に拠点を持ち、日本最大規模の人員を擁する監査法人業界のリーダーです。品質を最優先に、監査および保証業務をはじめ、各種財務関連アドバイザリーサービスなどを提供しています。アーンスト・アンド・ヤングのグローバル・ネットワークを通じて、日本を取り巻く世界経済、社会における資本市場への信頼を確保し、その機能を向上するため、可能性の実現を追求します。詳しくは、[www.shinnihon.or.jp](http://www.shinnihon.or.jp)にて紹介しています。

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax.  
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20120213-2

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等ははしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生し得るいかなる損害についても一切の責任を負いません。